

## 第8章

### キャッチアップと労働政策 ——カンボジアの縫製産業にみる新たな労働政策モデル？——

明日山陽子

#### 要約：

過去の東アジアのキャッチアップ過程では、労働の抑圧や労働市場メカニズムを通じて、市場均衡賃金またはそれ以下の賃金が達成されたことが、低コスト労働力を競争力の源泉とした労働集約的製品の輸出指向工業化に寄与したとみなされた。一方、1990年代半ばから発展したカンボジアの輸出向け縫製産業は、労働者保護政策を採りつつ同時に産業発展を遂げている。このカンボジアの事例は、後発途上国がキャッチアップを遂げるにあたっての新たな労働政策モデルとなりうるのだろうか。本稿では、カンボジアの縫製産業が持続的に労働条件を向上させながら産業発展に成功した要因について考察し、「途上国が工業化を通じてキャッチアップを遂げる際に、どのような労働政策が有効であるのか」という問題を考えるにあたっての議論の材料を提供したい。

#### キーワード：

カンボジア、キャッチアップ、縫製産業、労働基準、労働条件、労働政策

#### はじめに

途上国が工業化を通じてキャッチアップを遂げる際に、どのような労働政策が有効であるのか<sup>1</sup>。中間報告である本稿は、この問題を考えるにあたっての、様々な議論の材料を提供することを主な目的としている。まず、次節では、1980年代までの東アジアのキャッチアップ過程における労働政策をレビューする。次に、これらアジア NIES 諸国やアセアン諸国の過去の労働政策の経験に照らし合わせて、1990年代後半から急速に発展したカンボジアの縫製産業における労働政策の特徴を明らかにする（第2節）。

カンボジアは1990年代前半、長年続いた内戦によりやく終止符を打ち、諸外国の援助

<sup>1</sup> 本稿における「キャッチアップ」は単純に、一人当たり所得の上昇を通じて、生活水準が先進国の水準に近づいていく現象を指すことにする。

を受けながら急速に市場経済化を進めてきた後発途上国である。輸出向け縫製産業は 1990 年代後半から外資主導で急拡大し、経済成長の牽引役のひとつとなっている。カンボジアの縫製産業では、過去の東アジア諸国でみられたような労働抑圧的な政策は採られず、労働基準の順守の徹底などを通じて、労働者を一定程度保護する政策が採られている。また、過去の東アジア諸国の経済成長において、新古典派経済学者は市場均衡賃金の達成を重視していたが、カンボジアの縫製産業の賃金は制度的賃金によってかなり規定されている。過去の東アジアの経験からみれば、カンボジアの縫製産業の労働政策は、産業の発展を阻害しかねないように思える。特に、縫製産業のような投下資本の少ない労働集約的産業では、より安い賃金を求めて企業が生産拠点を頻繁に移転する傾向があるため、労働基準の順守による労働コストの上昇は、縫製企業の国外移転を促してしまう恐れがある。1990 年代の一連の反搾取工場（anti-sweatshop）運動などを経て、労働基準の順守を途上国に求める動きが高まっているが、これから輸出指向工業化を通じてキャッチアップを遂げようという後発途上国にとって、過去、先発途上国には課せられなかった労働者保護政策を押し付けられて、キャッチアップが阻害されてはたまらないという思いも根強くあるだろう。

しかし、現実には、カンボジアの縫製産業は、労働基準の順守を徹底し労働条件を持続的に改善しながら、1990 年代後半以降、輸出、工場数、雇用者数からみて、順調に成長し続けている。なぜ、カンボジアの縫製産業は、労働者保護政策を通じた労働者の厚生向上と産業発展とを同時に達成することができたのだろうか。カンボジアの縫製産業にみる労働政策は、現代の後発途上国がキャッチアップを遂げるにあたって、新たな労働政策モデルとなるのだろうか。

## 第 1 節 1980 年代までの東アジアのキャッチアップと労働政策

第 2 次世界大戦後、東アジア諸国は工業化を通じて、「東アジアの奇跡」（World Bank [1993]）と呼ばれる目覚ましい経済成長を遂げた。この「奇跡」の要因を探るために多くの研究がなされたが、その要因のひとつとして労働政策に注目する研究も現れた。しかし、末廣[2000 : 273]が指摘するように、東アジアの労働に関する研究はそれほど多くはない。本節では、主な先行研究の潮流として、1) 労使関係学や政治経済学、社会学の分野から提起された、政府による労働の抑圧に注目する議論、そして 2) 主に新古典派経済学の立場から提起された労働市場メカニズムの機能を重視する議論を紹介したい。

### 1. 労働の抑圧に注目する議論

先行研究の第 1 の潮流は、東アジア諸国に多く見られた権威主義的開発体制の枠組み下で、程度の差こそあれ、政府による労働の抑圧が経済発展に果たした役割に注目する議論

である。労働の抑圧の具体例としては、ストライキの禁止または実質的な禁止（タイ 1958 年，韓国，シンガポール）や労働組合の国家による統制・官製化（韓国，フィリピン，シンガポール）などがある（末廣 [2000:272]）。また，より詳しく，労働組合法の観点からは，1) 労働組合の組織や結成に対する立法の規制（複数組合の禁止（韓国 1963 年，台湾 1975 年），企業別組合の強制（台湾 1975 年）または助長（マレーシア 1959 年，インドネシア 1986 年）），2) 労働組合の強制登録制度（シンガポール 1966 年，フィリピン 1987 年，インドネシア 1975 年，マレーシア 1959 年，タイ 1975 年，韓国 1963 年），3) 労働争議の強制仲裁制度（シンガポール 1968 年，フィリピン 1987 年，インドネシア 1957 年，マレーシア 1967 年，タイ 1975 年），4) 労働協約の認証（登録）制度（フィリピン 1987 年，インドネシア 1954 年，シンガポール 1968 年，マレーシア 1967 年，タイ 1975 年）などが挙げられる（林 [1999]）。このような労働の抑圧は，賃金上昇を抑制したり，労働争議が生産に与えるマイナスの影響を減らしたりすることで，特にキャッチアップ初期の輸出指向工業化の時代において，豊富な低コスト労働力に基づく当該国の競争力を維持または向上させるのに寄与するものとみなされていた。労働組合などへの規制を通じて間接的に賃金上昇を抑制するだけでなく，シンガポールのように全国賃金評議会（National Wages Council）のガイドラインによって，直接，賃金の上昇を抑圧したケースもある（後述の付表 1）。Freeman [1993: 35]が言及するように，韓国についても，政府が提示した賃金上昇のガイドラインに従わない企業には融資を削減するという手段で賃金上昇を抑制することに成功したと評価する研究がある。また，東アジアの多くの国では，1980 年代末まで実効的な最低賃金制度が存在しなかったという（Freeman [1993: 32-33]）。また，労働条件に関する法律が存在してもその履行について東アジアの政府はほとんど介入をしなかった（Freeman [1993: 40-41]）。

労働の抑圧について論じた代表的な著作として最もよく言及されるのが，Deyo [1989] である。しかし，Deyo [1989]はアジア NIES（韓国，台湾，香港，シンガポール）のキャッチアップ初期（主に 1960 年代）の輸出向け労働集約的産業において労働がなぜ弱かったのか，ラテンアメリカ諸国と比較しながら，その要因を主に社会学的観点から分析したものである。「東アジアの奇跡」の背景に労働の抑圧があった事実は強調されるが，その奇跡に労働の抑圧が必要不可欠であったと主張しているわけではない。Deyo [1989]は従来，既存研究で指摘されてきた文化的，経済的，政治的要因だけでは，アジア NIES の労働の弱さを説明することはできないとし，経済社会的構造要因を重視した。経済社会的構造要因としては，1) キャッチアップ初期に発展した軽工業で雇用された労働者は低スキル，低賃金，少ない昇進機会，多くが移民や若い未婚女性であるといった特徴をもったため，離職率が高く，企業や仕事，職場のグループへのコミットメントが低くなり，労働組合の組織化や有効な団体交渉を阻害した，2) 血縁や縁故，パターナリズムなどで規定される伝統的な雇用関係のプレゼンスが高く，それらの雇用関係システムでは労働者の不満が必ずしも

ストライキなど公共の場での集団行動になって現れなかった、3) ラテンアメリカなどとは異なり、コミュニティ組織が労働者の組織化に役立たなかった、という点を挙げている。

抑圧的労働政策と東アジア諸国の産業発展政策や発展段階に親和性を見出した研究としては、Kuruvilla [1996]や Verma et al. [1995]がある。Kuruvilla [1996]は、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドのケーススタディ（付表 1）を通じて、各国の工業化戦略の選択がアジアの労使関係の重要な決定要因になったと主張した。輸入代替工業化（ISI）戦略は「多元主義」と「安定」という労使関係・人的資源（IR/HR）政策目標と相関する一方、労働集約的製品の輸出振興に代表される第1次輸出指向工業化（EOI）は、「コスト抑制」と「労働組合抑圧」という IR/HR 政策と親和性が高い。一方、より付加価値の高い製品の輸出を振興する第2次 EOI になると、「労働のフレキシビリティ」や「技能開発」といった IR/HR 政策が重視されるようになるという。

Verma et al. [1995]は、産業発展段階によって変わる労働市場の状況が各国が採用する労働政策に影響を与えると論じた。産業発展の初期段階では、投資を呼び込むために低賃金や労働組合の組織率の低さなどを梃にした発展が模索されるが（第1段階）、投資の拡大とともに賃金が上昇し労働組合の組織化や団体交渉への要求が高まる。この産業発展の第2段階において各国政府としては、1) 初期の優位性を維持するために賃金のコントロールや労働組合・団体交渉の抑圧といった政策を採るか、または2) 労働市場の変化に対応して、政府および企業レベルで、生産性と賃金のリンクづけ、訓練の実施、フレキシブルな職場組織へ向けた改革、労働者の生産プロセスへの参画、労働組合の取り込みまたは労働運動の自由化などの改革を行うという2つの政策選択肢がありうるという。Verma らは労働抑圧の可能性に目配りしつつも、韓国、シンガポール、マレーシアなどは産業発展の第2段階において両方の政策を併用していたとし、労働の抑圧だけでは東アジア諸国の経済成長を説明することはできないとした。

このように、労働の抑圧に注目する議論は、必ずしも労働の抑圧が東アジアの経済発展に必要不可欠であったと主張しているわけではない。しかし、特に労働集約的製品の輸出振興と労働の抑圧政策に親和性を見出し、労働の抑圧が東アジア諸国のキャッチアップの初期段階における競争力維持に一定程度貢献したと評価しているといえるだろう。

## 2. 労働市場メカニズムの機能を重視する議論

一方、新古典派経済学の立場からは、東アジアの成長にとって賃金抑制や労働運動の抑圧は重要な要素ではなく、労働の無制限供給（Lewis [1954]）がなくなり完全雇用を達成した段階で、労働市場がスムーズに機能し、市場均衡賃金が支払われたことが東アジアの成長に寄与したとの主張がなされた（World Bank [1993], Fields [1984, 1985, 1994]）。一方、中南米やアフリカなど他の途上国では、一部のフォーマル・セクターの賃金が市場均衡賃金をかなり上回っていることが同セクターの労働需要を減退させ、成長を阻害していると

いう。市場均衡賃金を上回る賃金が設定される理由としては、最低賃金や労働組合、公共部門の賃金政策、外資系企業による高賃金政策などが考えられるが、東アジア諸国ではこのような要因がほとんど働かなかったという。この点、労働抑圧政策が一定程度寄与したからだとも考えられるが、特に労働や賃金を抑圧しないで成長を遂げた日本や香港を例に出して、労働の抑圧は市場均衡賃金達成に必要な不可欠な政策ではないと主張している。また、1960-70年代のシンガポールで採られたような、市場均衡賃金未滿に賃金を抑制する政策は、労働供給を減少させることで労働者不足を引き起こし、やはり成長を阻害しているとしている (Fields [1994])。

なお、これらの議論は、主に1980年代の東アジアの労働市場を分析していることに注意が必要である。キャッチアップ初期の労働の無制限供給時代には東アジア諸国でも実質賃金上昇率は低かったという。1970年代半ばから1980年代にかけて完全雇用を達成して初めて市場均衡賃金の実現し、失業率の低下と実質賃金の上昇という現象が見られるようになったのである。

## 第2節 カンボジアの輸出向け縫製産業にみる労働政策

### 1. カンボジアの輸出向け縫製産業<sup>2</sup>

労働政策を分析する前に、まずカンボジアの縫製産業の特徴をみておこう。1991年のパリ和平協定により、カンボジアは1970年以降続いた長年の内戦に終止符を打った。その後、国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) による2年間の統治を経て、1993年に制憲議会選挙が実施され、諸外国の援助を得ながらではあるが、ようやくカンボジア人による国作りが本格化した。1993年の新憲法には、従来の社会主義計画経済から市場経済へ転換することが明記され、カンボジアは急速に市場経済化を進めてきた。長年の内戦で、国土は荒廃し、産業や人材、インフラなど産業発展基盤のほとんどが失われていたが、1994年ごろから、香港や台湾、マレーシア、シンガポールからの投資を契機に、カンボジアの輸出向け縫製産業は発展を開始した (Bargawi [2005: 5])。その後、1996年の米国からの最恵国 (MFN) 待遇取得や1997年のEUからの一般特恵関税制度 (GSP) の適用開始を契機に、米国やEU向けの衣類輸出が増加していく。当時は、1974年に制定された多繊維取り決め (Multi Fiber Arrangement: MFA) のもと、米国や欧州諸国などの先進国は途上国からの衣類輸入について国ごと・品目ごとにクォータと呼ばれる数量枠を課し、衣類輸入を制限し

---

<sup>2</sup> カンボジアの輸出向け縫製産業については、Asuyama and Neou [2012], 明日山 [2012], Asuyama et al.[2012], 山形 [2004, 2008], Yamagata [2006], 初鹿野 [2005]などに詳しい。なお、カンボジアの衣類生産はほとんど全てが輸出向けであると言ってよいので、以後、「カンボジアの縫製産業」という言葉は「カンボジアの輸出向け縫製産業」を指すこととする。

ていたが<sup>3</sup>、カンボジアにはまだクォータが課せられていなかった。中国など既にクォータ充足率の高かった近隣アジア諸国では自国からの輸出拡大には限界があったため、輸出数量の制限されていないカンボジアに生産拠点を設立するメリットがあった (Bargawi [2005: 5])。

1999年には米国との二国間協定に基づき、米国向け衣類輸出には数量制限が課せられたものの(後述)、その後も、外資主導でカンボジアの縫製産業は急速に発展を遂げた。1995年時点の縫製産業の輸出額、工場数、雇用者数は、それぞれ2600万ドル、20工場、1万9千人であったが、2010年には輸出が30億ドルを超え、2011年10月時点の工場数・雇用者数は300工場、32万7千人にまで増加している(図1)。産業の勃興から15-20年が経過した現在でも、縫製企業のほとんどが100%外資企業で、特に、台湾、中国、香港の中国系企業が全体の6割を占めている。カンボジア資本の企業は1割にも満たない。工場数は少ないものの、工場の平均雇用者数が1000人を超えるなど比較的規模の大きい工場が多いことが特徴である。2010年の時点で、衣類輸出の6割が米国向け、2割強がEU向け、1割弱がカナダ向け、残り1割弱が日本や中国などその他の国向けであり、産業発展の初期から衣類輸出の多くを米国市場に依存してきた<sup>4</sup>。GAP, adidas, Walmart, Sears, Target, H&M, ZARA, Marks & Spencer, ユニクロなど、主にカジュアル衣料のブランドがカンボジアから衣類を調達している。なお、カンボジアの縫製産業はほぼ100%輸出向けで、過去の多くの東アジア諸国と異なり、輸入代替時期を経ずに産業創設の当初から輸出指向型の発展を遂げている。また、過去の東アジアの諸国の多くが、縫製産業のみならず上流の繊維産業にも競争力を持っていたのとは対照的に、カンボジア国内で布や付属品を調達することは困難で、素材調達のほとんどを輸入に依存している。ほとんどの工場では、バイヤーや海外本社から指定された素材を裁断し、縫製し、検品・パッキングする”Cut, Make, Trim”という最も付加価値の低い生産工程を担っている。

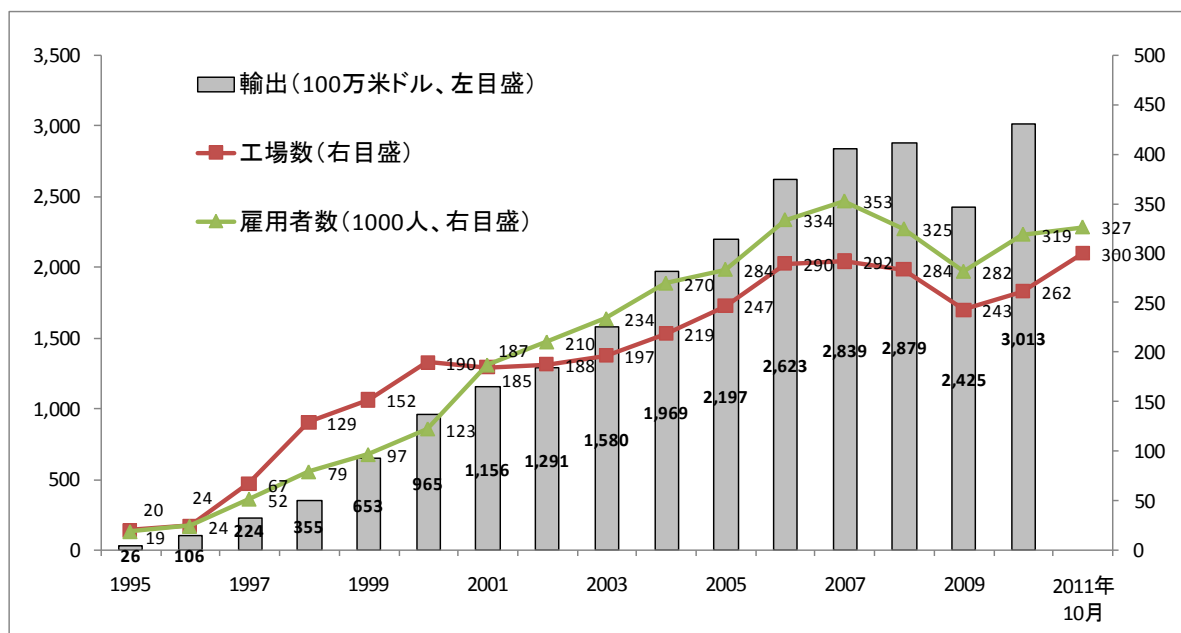
衣類輸出拠点としてのカンボジアのプレゼンスも高まっている。たとえば、世界衣類輸出ランキングは2000年から2010年にかけて39位から24位に上昇し(表1)、同時期に米国とEUの衣類輸入における順位も23位から8位(米国)、25位から12位(EU27カ国)へと上昇している(表2, 3)。

---

<sup>3</sup> 厳密には、MFAに基づく輸入制限措置は1995年のWTO設立時に繊維協定(Agreement on Textiles and Clothing: ATC)に統合され、2004年末にはMFAで規定された全ての輸入制限措置が撤廃された。

<sup>4</sup> 産業団体のカンボジア衣類製造業者組合(Garment Manufacturers Association in Cambodia: GMAC)データによる。なお、近年、EUや日本、中国などその他の国向けの輸出が伸びており、輸出先の多様化が進みつつある。

図1 カンボジアの縫製産業の発展：輸出、工場数、雇用者数の推移



(出所) 2000年まではUSAID [2005], 2001年以降は輸出がカンボジア・経済財政省データ, 工場数・雇用者数が商業省データより作成。

(注) 2001年以降の工場数, 雇用者数は期末数値。

表1 世界の衣類輸出国：上位20位とカンボジア（2000年・2010年）

2000年				2010年			
順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	世界シェア (%)	順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	世界シェア (%)
(参考)	世界計	197,363	100.0	(参考)	世界計	351,464	100.0
1	中国	36,071	18.3	1	中国	129,838	36.9
2	香港	24,214	12.3	2	香港	24,049	6.8
3	イタリア	13,384	6.8	3	イタリア	19,977	5.7
4	メキシコ	8,631	4.4	4	ドイツ	16,978	4.8
5	米国	8,629	4.4	5	バングラデシュ	15,660	4.5
6	ドイツ	7,320	3.7	6	トルコ	12,760	3.6
7	トルコ	6,533	3.3	7	インド	11,246	3.2
8	インド	5,965	3.0	8	ベトナム	10,839	3.1
9	フランス	5,414	2.7	9	フランス	9,954	2.8
10	バングラデシュ	5,067	2.6	10	ベルギー	7,928	2.3
11	韓国	5,027	2.5	11	スペイン	7,145	2.0
12	インドネシア	4,734	2.4	12	インドネシア	6,820	1.9
13	英国	4,136	2.1	13	オランダ	6,608	1.9
14	ベルギー	3,941	2.0	14	英国	5,472	1.6
15	タイ	3,759	1.9	15	米国	4,694	1.3
16	台湾	3,015	1.5	16	メキシコ	4,363	1.2
17	ポルトガル	2,826	1.4	17	タイ	4,300	1.2
18	スリランカ	2,812	1.4	18	パキスタン	3,930	1.1
19	オランダ	2,732	1.4	19	マレーシア	3,880	1.1
20	ドミニカ共和国	2,555	1.3	20	デンマーク	3,703	1.1
<b>39</b>	<b>カンボジア</b>	<b>970</b>	<b>0.5</b>	<b>24</b>	<b>カンボジア</b>	<b>3,041</b>	<b>0.9</b>

(出所) WTO statistics database より作成。

(注) 香港の衣類輸出の多くは再輸出。衣類の定義はSITCコード84。

表2 米国の衣類輸入元国：上位20位とカンボジア（2000年・2010年）

2000年				2010年			
順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	シェア(%)	順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	シェア(%)
(参考)	世界計	59,206	100.0	(参考)	世界計	72,520	100.0
1	メキシコ	8,618	14.6	1	中国	28,773	39.7
2	中国	6,202	10.5	2	ベトナム	5,797	8.0
3	香港	4,492	7.6	3	インドネシア	4,436	6.1
4	ホンジュラス	2,416	4.1	4	バングラデシュ	3,848	5.3
5	ドミニカ共和国	2,390	4.0	5	メキシコ	3,670	5.1
6	韓国	2,263	3.8	6	インド	3,158	4.4
7	インドネシア	2,060	3.5	7	ホンジュラス	2,477	3.4
8	台湾	1,951	3.3	<b>8</b>	<b>カンボジア</b>	<b>2,216</b>	<b>3.1</b>
9	バングラデシュ	1,942	3.3	9	エルサルバドル	1,637	2.3
10	フィリピン	1,876	3.2	10	パキスタン	1,508	2.1
11	インド	1,852	3.1	11	タイ	1,334	1.8
12	タイ	1,841	3.1	12	スリランカ	1,241	1.7
13	カナダ	1,745	2.9	13	グアテマラ	1,155	1.6
14	エルサルバドル	1,602	2.7	14	イタリア	1,025	1.4
15	イタリア	1,535	2.6	15	フィリピン	1,019	1.4
16	グアテマラ	1,488	2.5	16	ニカラグア	1,017	1.4
17	スリランカ	1,457	2.5	17	エジプト	837	1.2
18	マカオ	1,110	1.9	18	ヨルダン	806	1.1
19	トルコ	1,048	1.8	19	ペルー	662	0.9
20	パキスタン	929	1.6	20	ドミニカ共和国	619	0.9
<b>23</b>	<b>カンボジア</b>	<b>802</b>	<b>1.4</b>				

(出所) World Trade Atlas (原出所は U.S. Dept. of Commerce, Bureau of Census) より作成。

(注) 衣類の定義は HS コード 61 および HS コード 62。

表3 EU27 カ国の衣類輸入元国：上位20位とカンボジア（2000年・2010年）

2000年				2010年			
順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	シェア(%)	順位	輸出国	輸出額 (100万ドル)	シェア(%)
(参考)	EU27域外計	36,779	100.0	(参考)	EU27域外計	82,867	100.0
1	中国	7,133	19.4	1	中国	37,733	45.5
2	トルコ	4,992	13.6	2	トルコ	10,431	12.6
3	香港	2,923	7.9	3	バングラデシュ	7,754	9.4
4	チュニジア	2,385	6.5	4	インド	5,597	6.8
5	バングラデシュ	2,381	6.5	5	チュニジア	3,078	3.7
6	モロッコ	2,188	5.9	6	モロッコ	2,772	3.3
7	インド	1,898	5.2	7	ベトナム	1,809	2.2
8	インドネシア	1,682	4.6	8	スリランカ	1,615	1.9
9	タイ	870	2.4	9	インドネシア	1,427	1.7
10	韓国	831	2.3	10	パキスタン	1,319	1.6
11	スリランカ	773	2.1	11	タイ	1,016	1.2
12	ベトナム	709	1.9	<b>12</b>	<b>カンボジア</b>	<b>791</b>	<b>1.0</b>
13	モーリシャス	631	1.7	13	スイス	666	0.8
14	マカオ	600	1.6	14	香港	614	0.7
15	パキスタン	555	1.5	15	マケドニア	557	0.7
16	台湾	460	1.3	16	エジプト	543	0.7
17	クロアチア	435	1.2	17	米国	496	0.6
18	マレーシア	403	1.1	18	モーリシャス	436	0.5
19	スイス	388	1.1	19	クロアチア	426	0.5
20	米国	374	1.0	20	ウクライナ	370	0.4
<b>25</b>	<b>カンボジア</b>	<b>260</b>	<b>0.7</b>				

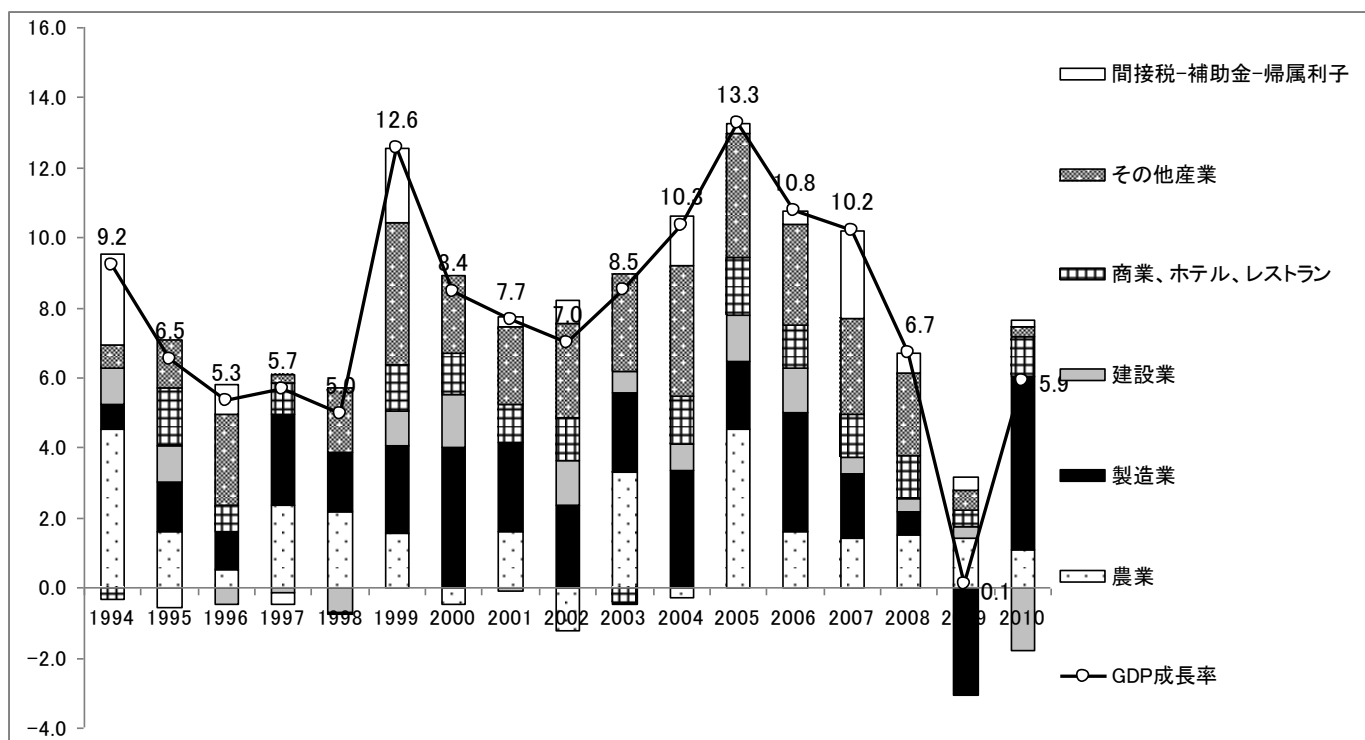
(出所) World Trade Atlas (原出所は EuroStat) より作成。

(注) 域外輸入における順位。衣類の定義は HS コード 61 および HS コード 62。



1993 年以降 2010 年まで、カンボジアの年平均 GDP 成長率は 7.8% で、農業や観光業、建設業などとともに、縫製産業はカンボジアの持続的高成長を牽引してきた。図 2 は主要産業の経済成長に対する寄与度をグラフにしたものであるが、製造業を代表する産業が縫製産業であり、特に 2000 年代の製造業の寄与部分の 6-8 割は縫製・製靴産業によって説明できる。カンボジアの縫製産業は、2000 年代後半、GDP の約 1 割、総雇用の 4%（製造業雇用の約 5 割）、総輸出の 6-8 割を占める重要産業に育っており、カンボジアのキャッチアップを担う重要産業のひとつとなっている<sup>5</sup>。なお、これまで、カンボジアでは輸出指向工業化のエンジンとして、縫製産業への依存度が非常に高かったが、近年、輸出向け製靴産業が拡大し、小型モーターやワイヤーハーネス製造などその他の輸出向け労働集約的製造業の立地が増加しつつあり<sup>6</sup>、過去の東アジアの輸出指向工業化のパターンに近づきつつある。

図 2 カンボジアの GDP 成長率と主要産業別寄与度（1994-2010 年）



(出所) ADB [2011]より作成。

(注) その他産業には、鉱業、電気・ガス・水道業、運輸・通信業、金融・不動産業、行政、その他産業が含まれる。なお、2000年代の製造業の寄与度の6-8割は縫製・製靴産業の動きで説明できる。

<sup>5</sup> GDP シェアは WTO [2011]、雇用および輸出シェアは ADB [2011]、カンボジア経済財政省および商業省データより計算した。

<sup>6</sup> 例えば、ミネベア（小型モーター製造、2010年認可）、住友電装（自動車用ワイヤーハーネス、2011年認可）など、近年、日本企業の進出が相次いでいる（道法 [2011]）。

縫製産業やその他の主要産業の成長の結果、1993年に240ドルであったカンボジアの一人当たり名目GDPは2010年には795ドルにまで達した（World Bank [2011]）。縫製産業の成長は貧困削減にも寄与している。過去の東アジアと同様、縫製産業の主要労働力は農村から出稼ぎに出てきた若い女性たちである。雇用者数の約9割が女性で、女性工員の多くは小学校程度の教育水準である（明日山他 [2011]）。こうした女性たちの雇用は彼女ら自身、および仕送りを受ける家族の貧困削減に貢献している<sup>7</sup>。

## 2. 労働者保護・制度的賃金活用政策

カンボジアの縫製産業では、過去の東アジアの輸出指向工業化の経験とは異なり、かなり初期の段階から、労働者を一定程度保護し、制度的賃金を活用する労働政策が採られている。第1に、縫製産業では、1999年の米国との二国間協定によって、米国向け衣類輸出のクォータ拡大の条件としてカンボジアの縫製工場が労働基準を順守することが要求され、2001年以降、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）によって労働基準の査察（モニタリング）が行われている。米国との二国間協定が失効した2005年以降も、Better Factories Cambodia (ILO-BFC) と呼ばれるILOによる査察プロジェクトは継続している。

ILOは全ての工場の抜き打ち訪問および労働者や労働組合、経営者側へのインタビューを通じて、項目数500以上という広範な分野（たとえば、児童労働、法定の各種賃金、雇用契約、労働時間、休暇、安全、結社の自由など）について、カンボジアの労働法や国際労働基準を順守しているかチェックしている（ILO-BFCウェブサイト<sup>8</sup>）。結社の自由など労働組合関連の項目は、バイヤーの企業行動規範（Corporate Code of Conduct）にもあまり規定されない労働基準である（Elliot and Freeman [2003:70]）。査察結果は、改善策の指南とともに工場の経営者にフィードバックされるほか、集計結果が“Synthesis Report on Working Conditions in Cambodia’s Garment Sector”という名でILO-BFCのウェブサイトで公開される。なお、2006年3月のSynthesis Reportまでは個別工場名を出してその査察結果や査察の指摘に対する対応状況を公開していたが、それ以降のレポートには個別工場名は掲載されなくなった。一方で、Information Management System (IMS)というシステムが導入され、工場の許可を得たバイヤーはILO-BFCと購読契約を結び、個別工場の詳細な査察結果をインターネットを通じて迅速に閲覧できるようになった。

ILO-BFCが平均順守率を掲載し始めた2006年10月のSynthesis Reportによれば、既に2005-06年の時点において労働契約、賃金、労働時間、休暇、福利厚生、労使関係、安全・衛生という全ての分野において、カンボジアの縫製工場は平均80-90%の順守率を達成しており、その後も順守率はおおむね改善し続けている（Robertson et al. [2011:10, Figure 1]）。

<sup>7</sup> Chan and Sok [2007: 19]によると、2005年に27万人の縫製産業労働者が計5000万ドルを家族に仕送りしたが、これは農業セクターが産出する総所得の3%にあたる規模だという。

<sup>8</sup> <http://www.betterfactories.org/>。

第2に、カンボジアの労働組合は依然、未熟であるとはいえ、企業内で複数の労働組合の設立が可能で、縫製産業では多数の労働組合が乱立している<sup>9</sup>。2005年時点で、約250の縫製工場に対し、約800の労働組合が存在したという(Neak and Robertson [2009: 107])。縫製産業の労働組合組織率は約60%と他のアジア諸国と比較して非常に高い水準である(Nuon and Serrano [2010: 71])。農村出身の若年女性労働者が主な担い手である軽工業では労働組合の組織化が難しいとした前述のDeyo [1989]の議論とは異なる様相を呈している。2000年の最低賃金引き上げ実現以降、労働組合の要求は縫製産業の最低賃金や各種法定手当の引き上げなどにある程度反映されている。

第3に、縫製・製靴産業には、政労使の代表で構成される労働諮問委員会(Labor Advisory Committee)で決定される最低賃金が設定されている。最低賃金は1997年に月40ドルに設定されたのち、2000年に45ドル、2006年に50ドル、2010年に61ドルへと段階的に引き上げられた。また、2008年に月6ドルの生活コスト手当(Cost of Living Allowances: COLA)の支給が義務付けられ(ただし同COLAは2010年から最低賃金の定義に含まれた)、2011年には皆勤手当および残業時の食事手当がそれぞれ月5ドルから7ドルへ、1日1000リエルから2000リエルへ引き上げられたほか、2012年からは月5ドルの健康手当の支給が義務付けられるなど、各種法定賃金も徐々に引き上げられてきた<sup>10</sup>。

カンボジアの労働者保護政策は縫製産業だけに限ったことではない<sup>11</sup>。カンボジアはILOの支援を得て1997年に先進的な労働法を制定しており(Caraway [2010: 230])<sup>12</sup>、ILOの中核的労働基準<sup>13</sup>に関する8条約もすべて批准済みで、他のほとんどの東アジア諸国の批准数を上回っている(表4)。また、図3にみるとおり、2000年代後半の時点で、結社の自由や団体交渉権、ストライキ権に関するカンボジアの労働基準は、制度的にも現実にも、他の東アジア諸国やラテンアメリカ諸国の水準にほとんど劣らないまたはそれを上回る水準である。図3の国々の中でカンボジアの所得水準が最も低いことを考えると、カンボジアは経済発展段階の割に労働者に手厚い政策を採っていることがわかる。

<sup>9</sup> カンボジアの労働組合については、Nuon and Serrano [2010]に詳しい。

<sup>10</sup> 最低賃金や法定手当については、Kang and Liv [2009]およびカンボジア労働・職業訓練省通知などを参照した。

<sup>11</sup> ただし、前述のとおり、ILOの査察プロジェクトのおかげで縫製産業の労働基準順守率が非常に高い、労働組合組織率が高い、最低賃金が設定されているなど、縫製産業の労働政策が最も労働者保護的な政策であるといえる。

<sup>12</sup> 縫製産業に関わるカンボジアの労働法については、ILO-BFCによるガイド(ILO-BFC [2005])が詳しい。

<sup>13</sup> 中核的労働基準とは、ILOの「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」(1998年)において、全てのILO加盟国が尊重・促進・実践する義務を負うとされた労働基準のことで、結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、強制労働の廃止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除に関するILOの8条約が対象である(8条約の名前については表4の注を参照)。

表4 ILO 中核的労働基準 8 条約の批准状況（批准年および合計批准数）

国	結社の自由及び 団体交渉権		強制労働の禁止		雇用及び職業に おける差別の排除		児童労働の 実効的な廃止		合計批准 条約数
	87号	98号	29号	105号	100号	111号	138号	182号	
カンボジア	1999	1999	1969	1999	1999	1999	1999	2006	8
中国					1990	2006	1999	2002	4
インドネシア	1998	1957	1950	1999	1958	1999	1999	2000	8
韓国					1997	1998	1999	2001	4
ラオス			1964		2008	2008	2005	2005	5
マレーシア		1961	1957		1997		1997	2000	5
ミャンマー	1955		1955						2
フィリピン	1953	1953	2005	1960	1953	1960	1998	2000	8
シンガポール		1965	1965		2002		2005	2001	5
タイ			1969	1969	1999		2004	2001	5
ベトナム			2007		1997	1997	2003	2000	5
日本	1965	1953	1932		1967		2000	2001	6
アルゼンチン	1960	1956	1950	1960	1956	1968	1996	2001	8
ブラジル		1952	1957	1965	1957	1965	2001	2000	7
チリ	1999	1999	1933	1999	1971	1971	1999	2000	8
メキシコ	1950		1934	1959	1952	1961		2000	6

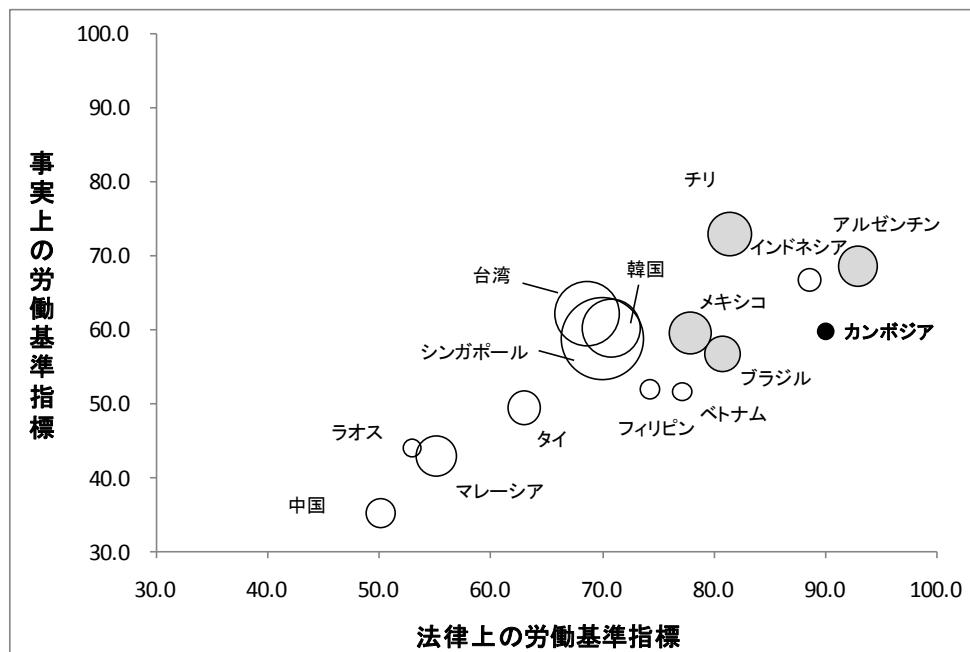
（出所）ILO, NORMLEX (<http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:1:3627721212785612>) より作成（2012年3月1日アクセス）。

（注）マレーシアは105号を1958年に批准したが1990年に廃止通告、シンガポールも105号を1965年に批准したが1979年に廃止通告した。各条約名は次のとおり：87号（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）、98号（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）、29号（強制労働に関する条約）、105号（強制労働の廃止に関する条約）、100号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）、111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）、138号（就業が認められるための最低年齢に関する条約）、182号（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）。

第1節でみたように過去の東アジア諸国では、輸出指向型キャッチアップの初期段階において、1) 労働や賃金の抑圧という労働市場への介入を通じて、または2) 香港に代表されるように労働市場への介入なしに、または3) 市場の需給関係を通じて、達成された市場均衡賃金またはそれ以下の賃金が、急速な産業発展そして経済成長に寄与したとされていた。しかし、カンボジアの縫製産業の場合、労働や賃金の抑圧政策ではなく、労働者保護政策が採られ、かつそこでの労働コストは最低賃金や法定手当、労働基準などによって制度的にかなり規定されている（図4）。図4(a)は、衣類価格で実質化した企業にとっての実質賃金の推移をみたものであるが、実際に企業にとっての実質賃金は抑制などされておらず、持続的に上昇している。消費者物価指数（CPI）で実質化した労働者にとっての実質賃金は平均的には減少傾向にあるが、労働分配率（付加価値に占める賃金支払いの割合）は微増傾向にある（図4(b)）<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> 米国のGDPの個人消費支出の衣類・靴価格指数は第2次世界大戦後増加の一途を辿るが、1992年をピークに減少している（2000年を100とすると2010年は90.1）。一方、カンボジアのCPIは2000年以降おおむね上昇傾向にあり、2000年を100とすると2010年は169.38となってお

図3 法律上・事実上の労働基準と所得水準（東アジアおよびラテンアメリカ途上国）



(出所) 労働基準指標は Caraway [2010]および Burgess [2010], 一人当たり GDP は Penn World Table Ver.7.0 (Heston et al. [2011])より作成。

(注) 円のサイズは各国の一人当たり GDP (購買力平価, 2007年, 国際ドル)を示す。法律上の労働基準指標は, 結社の自由, 団体交渉権, ストライキ権に関する17の項目につき, 各国の労働法制を評価し指標化したもの。事実上の労働基準指標は, 労働者の権利侵害(労働組合員の謀殺, 労働組合員に対する嫌がらせ・脅迫・拘束・逮捕・強制国外追放, 不公正な労働慣行, 独占的労働組合, 輸出加工区における労働組合を組織する権利や団体交渉権の侵害), 世界銀行の法の支配指標, Freedom Houseの団体や組織の権利という3つの指標を法律上の労働基準指標に加味して指標化したもの。両基準とも0-100の指標で100に近いほど労働基準の水準が高いことを示す(詳細は Stallings [2010: Appendix]を参照)。

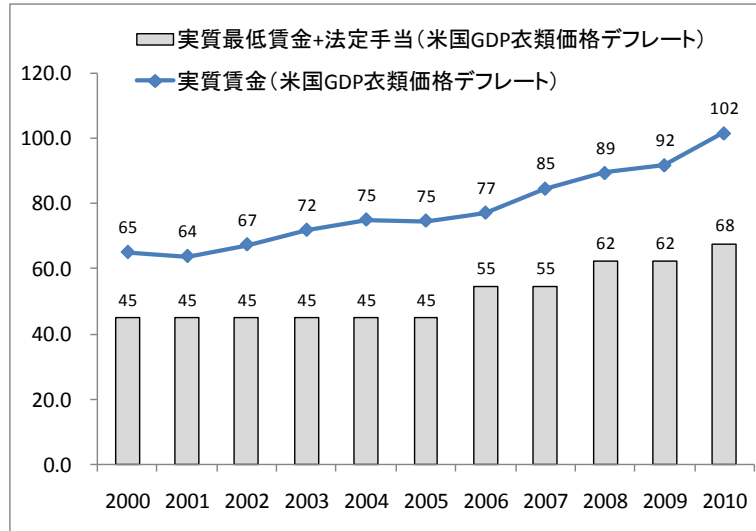
また, アジア経済研究所が2003年と2009年に実施した縫製工場調査からは, 2002年から2008年にかけて, 経営陣やエンジニアなど高スキル労働者の実質賃金(CPIで実質化したもの)は大幅に減少したものの, 工員や補助工員などの実質賃金は増加したことが明らかになっており, 底辺労働者の厚生は悪化していないといえる(明日山他 [2011], Asuyama et al. [2012], Asuyama and Neou [2012])。また, Robertson [2011: 18, Table 2]によれば2007年の縫製産業の平均賃金は農業賃金に比べて75%高く(ただし労働時間をコントロールすると13%高いにとどまる), 性別や年齢, 教育水準, 労働時間, 職業, 産業をコントロールしても縫製産業の賃金は全産業の賃金に比べて3-8割高い(1999年-2008年, Robertson [2011: 20, Table 3], Savchenko [2011: 137, Table 6.3])<sup>15</sup>など, 縫製産業における制度的賃金の適用によって中南米やアフリカのように分断された労働市場が形成されているといえる。

り, 企業にとっての実質賃金と労働者にとっての実質賃金の傾向が逆になっている。この点, 過去の東アジアでは, 衣類価格と消費者物価指数はともに上昇し, 企業・労働者双方にとって実質賃金は上昇した。

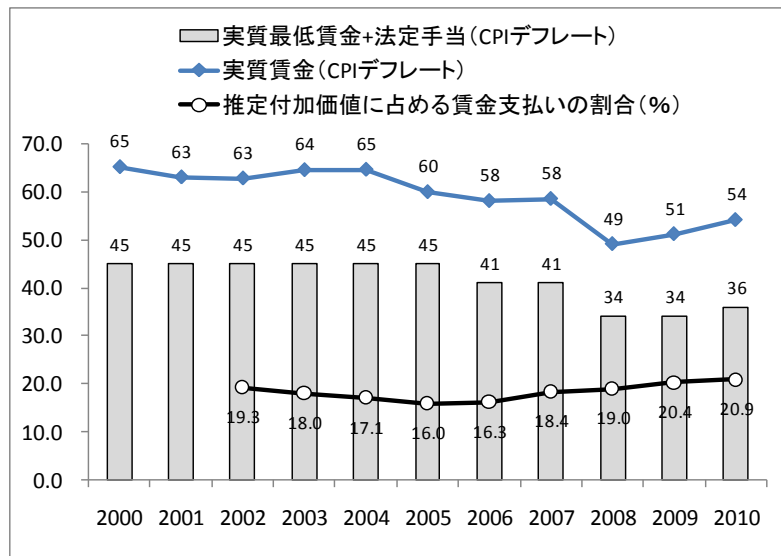
<sup>15</sup> 最低賃金が導入される前の1996年は縫製産業の賃金は全産業平均賃金と比較してほとんど変わらないか低かった。また, 2009年は13%高いのみにとどまっている。

図4 カンボジアの縫製産業の平均賃金と最低賃金・法定手当の推移  
(実質, 2000年価格, 月額ドル)

(a) 企業にとっての実質賃金



(b) 労働者にとっての実質賃金と推定付加価値に占める賃金支払いの割合



(出所) カンボジア商業省データ (賃金支払い, 労働者数), 米国経済分析局 (米国 GDP 衣類価格), IMF の International Financial Statistics (カンボジア CPI), カンボジア経済財政省データ (衣類輸出, 布輸入) より作成。

(注) (a), (b)のデフレーターはそれぞれ, 米国の GDP 個人消費支出の衣類・靴価格指数 (カンボジアの衣類価格は最大の輸出相手国の米国の衣類価格で規定されると仮定), カンボジアの消費者物価指数 (CPI)。(a), (b)とも, 賃金は縫製産業全体の平均月額賃金支払い総額/平均月総雇用者数で算出。カンボジアでは衣類生産のほとんどが輸出され, 素材はほとんど輸入に依存していることから, 衣類輸出額=総生産額, 布輸入額=素材コストとみなし, (b)の推定付加価値=カンボジアの衣類輸出額-布輸入額で算出している。最低賃金・法定手当の変化については本文 3.2 を参照。

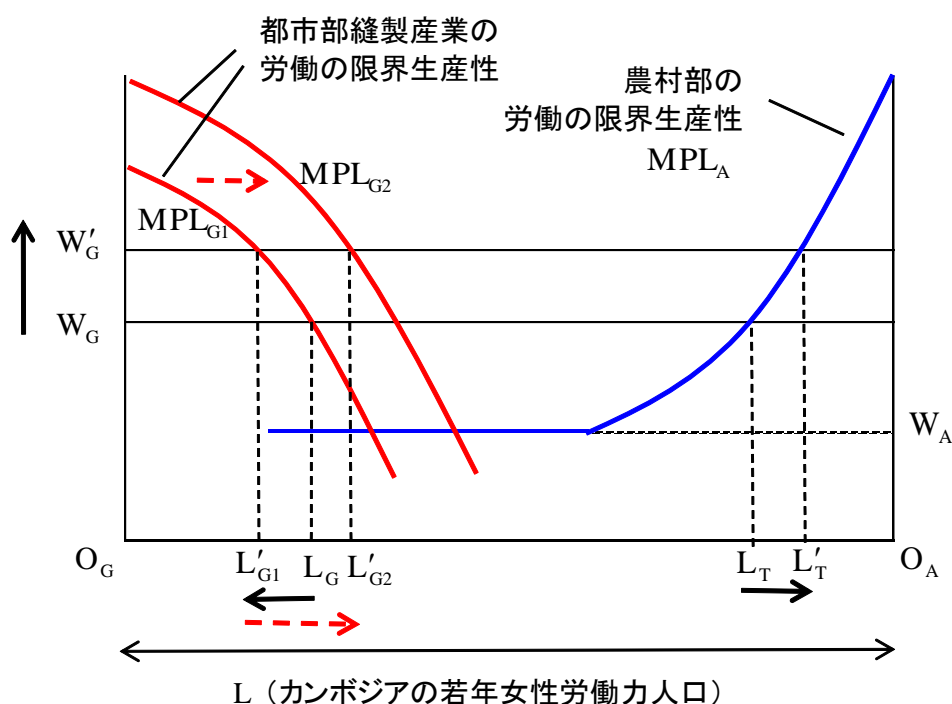
この点で、カンボジアの労働市場は、統合された労働市場による市場均衡賃金を重視した第1節2項の議論とは異なる状況にある。なぜ、カンボジアの縫製産業は労働者保護政策を採り、制度的賃金を導入しても成長し続けることができたのであろうか。

### 3. 労働者保護・制度的賃金活用でもカンボジアの縫製産業が成長できたのはなぜか？

#### (1) ルイス・モデル

前項の議論で注意すべきは、カンボジアの縫製産業は、市場均衡賃金を重視する議論の枠組みでは主な分析対象から外れている、アーサー・ルイスが提唱した労働の無制限供給 (Lewis [1954]) の時代にあると考えられる点である。

図5 カンボジアの縫製産業発展へのルイス・モデルの適用



(出所) Basu [1997: 154, Figure 7.1] をもとに作成。

図5にみるように、カンボジアの農村部には縫製産業にとっての潜在的労働力である若年女性が大量に存在し (農業の限界生産性がゼロまたは非常に低い余剰労働力である)、都市部の縫製企業は農村部の賃金  $W_A$  より高い一定賃金  $W_G$  を支払えば好きなだけ労働者を雇用できる状況に依然としてあると考えられる<sup>16</sup>。いま、縫製産業の労働の限界生産性を

<sup>16</sup> 若年女性労働力は都市の縫製工場に働き口がなければ農村部にとどまると考えるのが妥当であり、この点で縫製工場で働き口がなかった場合に都市部のインフォーマル・セクターで働

$MPL_{G1}$  とすると、利潤を最大化する縫製企業は  $MPL_{G1}$  と  $W_G$  が等しくなる点まで労働者を雇用するため、縫製産業の雇用者数は  $O_G L_G$  に、農村部に残る労働者数は  $L_G O_A$  になる。ここで、縫製産業において最低賃金引き上げなどによって制度的に企業にとっての実質賃金が  $W_G$  から  $W'_G$  に上昇すると、縫製産業の労働需要は減退し雇用者数は  $O_G L'_{G1}$  に減少してしまう。この状況が続くと、縫製産業は発展せず、農村の低賃金労働者が多いまま、工業化を通じたキャッチアップは停滞してしまう<sup>17</sup>。

しかし、賃金が  $W'_G$  の状況で、企業の利潤再投資により縫製産業の労働の限界生産性が  $MPL_{G1}$  から  $MPL_{G2}$  に上昇すれば、縫製産業の労働需要は  $O_G L'_{G2}$  になり、初期の  $O_G L_G$  と比べてネットで労働需要は増加する。このように、制度的に縫製産業の賃金が増しても、何らかの理由で縫製産業の労働需要がネットで拡大すれば、産業は発展していく。つまり、カンボジアの縫製産業では、過去の東アジアの経験や単純な経済学のモデルが想定していたほど、労働者保護政策が企業の利潤・労働需要に与えたネットのインパクトが大きくなかったため、持続的に産業が拡大していったと考えられる。

## (2) 労働条件向上の影響：既存実証研究結果

実際、1990年代以降増えつつある途上国についての実証研究でも、労働基準の順守や最低賃金・法定賃金が賃金や雇用、比較優位や輸出などにそれほど大きな影響を与えないという結果がほとんどである。付表2は労働基準の水準や順守状況と各国の経済パフォーマンスの関係についての実証分析結果をまとめたものであるが<sup>18</sup>、これらの既存研究を総括すると、高水準の労働基準は、1) 労働コストをそれほど押し上げない、2) 衣類など労働集約的製品輸出の比較優位を減じる傾向にある（ただし全ての研究がそのような結論というわけではない）、3) 輸出全体に与える影響についてははっきりした傾向はない、4) 外国直接投資（FDI）の流入や経済成長についてはプラスの影響がある、ということがいえるだろう。ただし、これら既存研究の多くは、クロスセクション・データを使用している、労働基準の内生性をコントロールしていない、コントロール変数が少ない、労働基準の順守指標が現実を正確に捉えていないなどの問題を抱えており、推計結果はそれほど頑健ではない。しかし、付表2にみるとおり、パネル・データを用いて内生性をコントロールした最近の一部の実証研究においても、労働基準がFDIや経済成長に与える関係は有意にプラスであり、この関係は頑健だといえる。高水準の労働基準がFDIにプラスの効果を与えるという結果は、外資系企業が主体のカンボジアの縫製産業の状況とも非常に整合的である。

---

くか失業すると考える労働市場モデルは当てはまらないだろう。

<sup>17</sup> なお、 $W_G$  から  $W'_G$  への賃金上昇により、縫製産業と農村部賃金が均等化しそれ以降賃金が増していき「転換点」も  $L_T$  から  $L'_T$  へと変化する。

<sup>18</sup> 既存研究の選定にあたっては、Elliot and Freeman [2003]、OECD [2000]、Brown [2000]によるレビューなどを参考にした。



なお、付表2の既存研究が採り上げた労働基準は、ILOが規定する中核的労働基準（結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、強制労働の廃止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除）に関するものがほとんどである。中核的労働基準以外の労働基準（最低賃金、労働時間、衛生・安全など）はCash Standardsと呼ばれ、より直接的に労働コストや比較優位に影響を与えやすい基準である（Elliot and Freeman [2003: 13]）。しかし、途上国における労働規制や労働者保護政策の効果に関する実証研究をレビューしたFeeman [2010]は、1) 最低賃金の導入・引き上げによる雇用減少効果は小さい、2) 採用や解雇に関する雇用保護規制はインドの実証研究ではフォーマル・セクターの雇用を減少させる、3) 法定福利（社会保険、出産休暇、有給休暇など）は労働コストを上昇させ雇用を少し減少させるが、コスト上昇の一部は労働者に転嫁される傾向にある（ただし国によって効果にバリエーションがある）、4) 労働組合は高労働コストに結びつく傾向にあるが、生産性との相関は国によって異なる、と要約している。このように、Cash standardsは雇用に多少マイナスの影響を与えるものの、Feeman [2010]の総括のとおり、国際通貨基金（IMF）や世界銀行が従来恐れていたほど、労働市場への政府の介入は途上国の発展を阻害するものではない。また、カンボジアのILO-BFCの効果に関する分析でも、カンボジアの縫製工場の労働条件の改善と企業の退出との間には有意な関係はないという結果が出ている（Brown et al. [2011]）。

このように、一般的には、労働条件の向上が賃金、雇用や輸出に与えるマイナスの影響はそれほど大きくなく、FDIや経済成長に至ってはプラスの影響を与えることがわかる。

### (3) 労働条件向上の影響——カンボジアの縫製産業において負の影響が小さかった要因

では、具体的にカンボジアの縫製産業のケースにおいて、労働者保護政策を通じた労働条件の向上が、企業の利潤・労働需要へ与えたインパクトが小さかった要因は何だったのであろうか。

第1の要因として、カンボジアの縫製産業にとって幸運な国際貿易・投資環境が挙げられる。前述のとおり、カンボジアの縫製産業が労働条件の向上に本格的に取り組み出したのは、1999年の米国との衣類輸出に関する二国間協定がきっかけであった。同協定が結ばれる以前のカンボジアの縫製工場の労働環境はひどいもので、デモやストライキが多発しており、米国の労働組合や繊維産業団体、国際的な人権団体などの働きかけにより、米国との二国間協定に労働基準に関する規定が盛り込まれた経緯がある（Polaski [2009:3], Kolben [2004: 83-85, 90]）。つまり、米国からのイニシアチブによって、カンボジアの縫製産業の労働条件改善の取り組みは始まったのである。同二国間協定によって、12（のちに13）の衣類カテゴリーについてカンボジアから米国への輸出にクォータが設定されると同時に、毎年無条件に6%のクォータ拡大が保証された。そして、カンボジアの縫製工場がカンボジアの労働法および国際的な労働基準を十分に順守した場合には、クォータ拡大枠が最大14%（1999-2001年、2002年以降は延長された二国間協定下で2004年まで最大18%）

まで認められることが規定された (Bargawi [2005], Kolben [2004: 90])。このため、同協定が有効であった 1999 年から 2004 年の時期には、クオータを拡大し米国市場へのアクセスを高めるために、工場の労働基準順守率を持続的に高めるインセンティブがあった。つまり、クオータ拡大は、カンボジアの縫製工場にとって、労働基準順守コストを上回るベネフィット (利得) として機能したいえるだろう。実際、労働条件を改善していくことで、米国から基本の 6%に加えて付与された毎年のクオータ拡大率は、4% (2000 年), 9% (2001 年), 9% (2002 年), 12% (2003 年), 14% (2004 年) となり (Bargawi [2005: 15]), クオータ拡大を労働条件の改善とリンクさせた同協定のインセンティブはうまく機能したと言える。

2004 年に同協定は失効し、2005 年以降、上述のような労働条件改善インセンティブはなくなった。同時に、2004 年末の MFA 体制の終了により世界の衣類貿易は自由化され、衣類貿易にクオータは課せられなくなった結果、価格競争が激化し、カンボジアの衣類輸出の平均単価も減少し続けた (明日山他[2011], Asuyama et al. [2012], Asuyama and Neou [2012])。しかし、図 1 でみたとおり、カンボジアの縫製産業は輸出、工場数、雇用者数でみて、2005 年以降も持続的に成長した<sup>19</sup>。これは、市場アクセスや他国と比較した際の相対賃金などの面で、カンボジアで生産する比較優位が 2005 年以降も失われなかったからだと考えられる。例えば、2005 年半ばから中国の衣類輸出については、それぞれ米国と EU との二国間協定の間で、米国向けは 2008 年末まで EU 向けは 2007 年末まで、期限付きで輸出数量が制限された。中国系企業が多いカンボジアの縫製産業にとっては、この中国の衣類輸出数量制限のメリットは大きかった。実際、2005 年から 2008 年にかけて、カンボジアの縫製産業は中国への数量制限が持続した品目の輸出を増やすことで、MFA 終了後も中国との競争を避け、成長を持続させたことがわかっている (Asuyama and Neou [2012])。中国への数量制限がなくなり世界金融危機の影響から世界の衣類需要が回復した頃には、中国やベトナムの縫製工場が賃金上昇や労働者不足の問題を抱えており、カンボジアに一部のオーダーがシフトした。また、最近では、日本の中国プラスワンの動きや 2009 年 12 月にカンボジアとの間で発効した日アセアン包括連携協定による原産地規則の緩和、2011 年 1 月の EU の後発開発途上国向け特惠制度 (Everything But Arms: EBA) 変更に伴う原産地規則の緩和で、日本や EU 向けの輸出も有利になっている<sup>20</sup>。

また、1990 年代の反搾取工場運動の高まり以後、特に欧米の大手衣類ブランドや小売業は、衣類生産を委託する工場の労働条件に問題があると、不買運動やブランド・イメージ・

---

<sup>19</sup> 2008-09 年ごろの落ち込みは、世界的な金融危機の影響によるものである。

<sup>20</sup> 原産地規則の変更により、カンボジアでは縫製工程のみを行う衣類について、日本向けはアセアン域内からの輸入生地、EU 向けは国を問わず輸入生地を用いても、輸入時の関税がゼロになった。

株価の低下など、様々な損失を被ることが明らかになった<sup>21</sup>。このため、これら大手バイヤーにとっては、ILO-BFCプログラムによって担保されている高水準の労働条件自体がカンボジアの比較優位として機能しているといえる。前述の途上国についての実証研究でも、高水準の労働条件とFDIには有意な相関がみられたが、カンボジアでも、過去に労働基準の問題で一度はカンボジアからの衣類調達をやめたナイキやディズニーといった大手企業がILO-BFCプログラムの導入により、再度、カンボジアからの衣類調達を開始したという事例がある (Wells [2006])。また、2004年にカンボジア政府の要請で外国投資アドバイザーサービス (Foreign Investment Advisory Services: FIAS, 世界銀行と国際金融公社 (IFC) の共同事業) がカンボジアから衣類を調達する欧米の大手バイヤー15社にアンケート調査を行ったところ、これらバイヤーにとって労働基準の水準やその順守状況は特惠関税や素材へのアクセスといった要因よりも優先順位が高いものであることが明らかになった (FIAS [2004])<sup>22</sup>。

労働条件向上によるマイナスの影響が小さかった第2の要因としては、賃金上昇を相殺または上回って生産性が上昇した可能性が挙げられる。例えば前述のBrown et al. [2011]は、カンボジアの縫製工場における労働条件の改善のうち、賃金や福利厚生、人材管理政策の面での労働条件の改善が縫製企業の退出確率と有意に負の相関があることから、これらの労働条件の改善が効率賃金 (efficiency wage) として機能し、労働者の生産性を向上させた結果、労働条件改善によりコストが生じても生産性向上によって企業の利潤が増加した可能性があると示唆している。筆者が2011年夏にカンボジアの縫製企業に聞き取り調査を行った際も、労働条件の向上によって労働者の健康状態が改善したり事故が減少したりする結果、生産性が向上すると回答した企業があった。また、労働条件の改善が要因のひとつであるかは明らかではないが、カンボジアの縫製産業は2002年から2008年にかけて平均的に生産性 (労働生産性および総要素生産性) を向上させたことが明らかになっている (Asuyama et al. [2012], Asuyama and Neou [2012])。

最後に第3の要因として、縫製工場の労働基準順守コストを抑えるメカニズムが導入されたことが挙げられる。通常、バイヤーは自社独自の査察を行うため、縫製工場はバイヤ

---

<sup>21</sup> 反搾取工場運動および同運動が企業に与える影響については、Elliot and Freeman [2003]の2-3章に詳しい。

<sup>22</sup> このように、大手企業にとっては縫製工場の労働条件は、衣類調達先選定にあたって重要な要素であるが、実際にはこれら大手企業もカンボジアだけから衣類を調達しているわけではない。自社独自の査察を実施することで、バングラデシュなど産業全体としてカンボジアより労働条件の悪い国からも衣類を調達しており、カンボジアの「全般的に高水準の労働基準」がどの程度比較優位として重要な要素であるかは明らかではない。また、ブランドが知られていないような中小バイヤーにとっては、反搾取工場運動が与える影響は小さく、「高水準の労働基準」は比較優位として機能しない可能性がある。実際、カンボジアの縫製産業は、少数の大手バイヤーに依存している (例えば、FIASのアンケート調査の15のバイヤーが2004年時点でカンボジアの衣類輸出に占めた割合は45% (FIAS [2004]))。

一によって少しずつ異なる労働基準に対応する必要がある、縫製工場にとっては、バイヤーの数が多いほど査察対応コストがかさむ仕組みとなっている。ILO-BFCプログラムはこのような査察の重複の削減を目指しており、実際、2006年以降、自社独自の査察をやめてILO-BFCの査察結果を利用するようになったバイヤーの数は6社から31社に増えたという(Better Work [2010a])。また、前述のとおり、2006年以降、バイヤーは個別の工場についてILO-BFCの査察結果をインターネット経由で閲覧できるようになったが、ILO-BFCはバイヤーから購読料を徴収することで、査察にかかるコストを縫製工場だけでなくバイヤーにも負担させるような仕組みに変化させた<sup>23</sup>。

また、カンボジアの縫製産業では、企業、労働者、政府、ILO、バイヤーなど全ての利害関係者が互いに議論しあうチャンネルが複数形成されている。例えば、最低賃金は政労使の三者代表からなる労働諮問委員会で決定されるし、ILO-BFCプログラムには政労使の代表が諮問委員会(Project Advisory Committee)として関わっているほか、ILO-BFCが組織する毎年のバイヤー・フォーラムではバイヤーも交えて様々な意見交換が行われる。また、2010年9月には産業団体のカンボジア衣類製造業者組合(Garment Manufacturers Association in Cambodia: GMAC)と6つの主要な労働組合の間で覚書(MOU)が締結され、労使の利害調整手続きが明確化された。2011年夏に筆者が行ったGMACへの聞き取り調査によれば、過去3年間は4ヵ月に1度、GMACと労働組合との間で私的会合を開き、互いに言いたいことを言い合っており、そのような労使の対話を通じて、以前は話し合いや交渉なしにいきなりストライキに訴えていた労働組合もまずは話し合いに応じるようになってきたという。このように、様々な利害調整チャンネルがあることで、労働条件の改善によって急激に企業利益が損なわれたりバイヤーが撤退したりということなく、現実的で漸進的な改革が可能となり、産業の持続的な発展が可能となっていると考えられる。

#### (4) 労働条件が持続的に向上した要因

労働条件の向上が企業業績に与えるマイナスの影響が小さかったのは、労働基準の順守状況がいい加減で実際には労働条件が向上していなかったからでは決してない。労働条件向上のための制度を導入しても、カンボジアのようなキャッチアップの初期段階にある後発途上国が、実際にその制度をきちんと履行していくのには困難が伴うが、前述のとおり、カンボジアの縫製産業では実際に労働条件は持続的に向上している。主にPolaski [2009]の議論に依拠してその要因を挙げよう。

まず、第1に1999年から2004年末までの米国との二国間協定が、過去の一般特惠関税制度(GSP)や二国間・多国間の自由貿易協定(FTA)とは異なり、労働条件の向上に対してクォータ拡大という正のインセンティブを与えたことがある。従来GSPやFTAでは、労働基準の順守状況に問題があるとGSPやFTAで規定された特惠を剥奪するという

<sup>23</sup> 2011年時点で、査察結果の年間購読料は1工場につき750ドルとなっている(ILO-BFCウェブサイト)。

負のインセンティブが付与されていたが (Polaski [2009: 4-5]), 実際の特恵が剥奪されると同特恵の恩恵を受けていた産業が縮小し, 保護されるべき労働者を失職に追い込み, より労働条件の悪いセクターに追いやってしまいかねない。また, 労働条件を持続的に改善するインセンティブがない, 現実には非常に深刻な労働者の権利侵害についてのみしか制裁が発動されないといった問題を抱えており (Polaski [2009: 16-17]), 従来の負のインセンティブづけは持続的な労働条件の改善には有効ではなかった。これに対して, カンボジアに付与された正のインセンティブは, 労働条件を改善せずとも毎年自動的に 6%のクォータ拡大の恩恵が受けられるため, 労働者の失職の可能性は比較的小さく, 追加的クォータ拡大枠獲得のための毎年の評価を通じて, 労働条件が持続的かつ全般的に改善していく。

第2に, ILO が労働基準の順守状況の査察を行うことで, 労働条件改善の透明性・実効性が高まった。ILO が個別工場の労働条件の査察の実施主体となることは, カンボジアが初めてのケースであった (Polaski [2005: 3-4])<sup>24</sup>。途上国では労働条件の査察に振り分ける予算や人材などの資源が不足していることが多いが<sup>25</sup>, ILO の積極的な関与により実効的な査察体制を確立することができた。資金面では ILO-BFC プログラムに, カンボジア政府や GMAC, 労働組合も多少出資しつつも, 主に米国や他の先進国, 世界銀行などが資金援助している (ILO-BFC ウェブサイト<sup>26</sup>)。ILO による積極的な関与は, カンボジアだけでなく, バングラデシュの縫製産業やパキスタンのサッカー・ボール生産, 西アフリカのココア生産における児童労働の実効的な削減にもつながっているという (Elliot and Freeman [2003: 6 章])。

最後に, カンボジアでは, ILO-BFC の査察を受け入れることが, 衣類輸出ライセンスの発行条件となっているため, 全ての輸出向け縫製工場が ILO-BFC プログラムに参加している。このため, フリーライダー問題が生じず, 産業全体で労働条件が改善していく仕組みになっている (Polaski [2009: 7])。

## おわりに

途上国が工業化を通じてキャッチアップを遂げる際に, どのような労働政策が有効であるのか。1997年にアジア通貨危機が起こる前は, 東アジアの著しい経済発展の要因分析が

---

<sup>24</sup> カンボジアでの成功を受け, 2010年時点で, ILO は ILO-BFC と似た Better Work プログラムをハイチ, ヨルダン, ベトナム, インドネシア, レソト, ニカラグアの縫製産業で実施しているほか, バングラデシュやモロッコでの展開, エレクトロニクス, 観光, 農業ビジネスといった他産業での展開を計画している (Better Work [2010b])。

<sup>25</sup> 米国の GSP における労働基準関連の申し立てを分析した Elliot and Freeman [2003]の第4章および付録 C は, 低所得国は労働条件の改善を約束しつつも, 資源不足で履行できない傾向にあることを示している。

<sup>26</sup> <http://www.betterfactories.org/ILO/donors.aspx?z=14&c=1>

盛んに行われ、労働政策の分野では、労働の抑圧や直接・間接的な賃金の抑制が、キャッチアップ初期の労働集約的製品の輸出競争力を維持・向上させるのに一定程度貢献したとの議論が生まれた。しかし、国家による労働の抑圧は当時の東アジア諸国の権威主義的開発体制と結びついた時代特殊的な労働政策であり、1980年代後半以降、東アジアで起きた民主化の動きや、1990年代の反搾取工場運動と先進国の消費者意識の高まりなどを経て、現在、後発途上国であっても民主主義を採用する以上、労働抑圧的な政策を採るのとは難しくなっている。

では、香港のように、政府の労働市場への介入を極力押さえ、市場メカニズムに任せればよいのだろうか。競争的な労働市場を仮定する最も単純な経済学のモデルからは、政府が労働市場に介入せず、市場均衡賃金を達成することが、経済発展を最も促進するという答えになる。このモデルでは、政府が恣意的に、労働者保護政策によって均衡賃金を超える賃金を設定したり、賃金抑制政策によって均衡賃金を下回る賃金を設定したりすると、経済成長が阻害される。このモデルに依拠して、特に1980年代の東アジアの経済成長に貢献したのは労働の抑圧政策ではなく、労働市場がスムーズに機能し市場均衡賃金が支払われていたことだと主張したのが、新古典派経済学者の議論であった。

単純な経済学のモデルの想定とは異なり、現実には、労働者保護政策を採りつつ同時に産業発展を遂げる、労働者・企業・政府にとってWin-Win-Winのモデルがありうる。その実際例がカンボジアの輸出向け縫製産業であった。長年の内戦により国土が荒廃し、1990年代半ばからようやくキャッチアップを開始した後発途上国であるカンボジアでも、労働条件を持続的に向上させながら輸出向け縫製産業の振興を通じてキャッチアップを開始し、経済成長を遂げることが可能であった。労働者保護政策と産業発展の両立が可能だったのは、過去の東アジアの経験や経済学のモデルが想定していたほど、労働者保護政策が企業の利潤・労働需要へ与える負の影響が大きくなかったためだと考えられる。途上国の実証研究においても、各国の労働基準の水準や順守状況が賃金や雇用、輸出に与えるマイナスの影響はそれほど小さくなく、FDIや経済成長に至ってはプラスの影響を与えることが示されている。カンボジアの縫製産業の文脈では、1)カンボジアの縫製産業にとって幸運な国際貿易・投資環境、2)労働基準順守による労働コストの上昇を相殺するような生産性の向上、3)縫製工場の労働基準順守コストを抑えるメカニズムの導入などが、労働条件向上によるコスト上昇の負のインパクトを相殺したものと考えられる。

このようなカンボジアの労働政策のモデルは、これから輸出指向工業化を通じてキャッチアップを開始しようとしている後発途上国にとってもひとつの有効なモデルであるといえよう。今後の課題としては、労働基準の順守を通じた労働条件の向上が企業の生産性や利潤、労働需要などに与える影響についてのより精緻な実証分析が望まれる。既に、ILOのBetter Workプログラムでは、タフツ大学の研究者が中心となって、労働基準の査察が企業業績などに与える影響を評価するためのデータ収集が複数国で開始されており（Better

Work [2010c]), 今後の研究成果が期待される。

【参考文献】

(日本語)

明日山陽子 [2012] 「成長が続くカンボジアの縫製産業——国際環境、政策、企業行動のシナジー効果——」(『繊維トレンド』2012年3・4月号)。

明日山陽子・福西隆弘・山形辰史 [2011] 「『底辺への競争』は起きているのか——バングラデシュ、カンボジア、ケニアの縫製産業で働く労働者の厚生——」(山形辰史編『グローバル競争に打ち勝つ低所得国——新時代の輸出指向開発戦略——』アジア経済研究所 125-166 ページ)。

末廣昭 [2000] 『キャッチアップ型工業化論——アジア経済の軌跡と展望——』名古屋大学出版会。

道法清隆 [2011] 『カンボジアの経済、貿易、投資環境と進出日系企業について』日本貿易振興機構。

初鹿野直美 [2005] 「カンボジアの産業の現状——縫製業を中心として——」(石田正美編『メコン地域開発——残された東アジアのフロンティア——』アジア経済研究所 168-191 ページ)。

林和彦 [1999] 「開発体制と労働法」(『日本労働研究雑誌』第469号 8月 2-13 ページ)。

山形辰史 [2004] 「カンボジアの縫製業——輸出と女性雇用の原動力——」(天川直子編『カンボジア新時代』アジア経済研究所 49-102 ページ)。

—— [2008] 「バングラデシュとカンボジア——後発国のグローバル化と貧困層——」(山形辰史編『貧困削減戦略再考——生計向上アプローチの可能性——』岩波書店 81-110 ページ)。

(英語)

ADB (Asian Development Bank) [2011]. *Key Indicators for Asia and the Pacific 2011*.

Asuyama, Yoko and Sieha Neou [2012]. “How Has the Cambodian Garment Industry Evolved?” mimeo. Institute of Developing Economies.

Asuyama, Yoko, Dalin Chhun, Takahiro Fukunishi, Seiha Neou, and Tatsufumi Yamagata [2012]. “Firm Dynamics in the Cambodian Garment Industry: Firm Turnover, Productivity Growth, and Wage Profile under Trade Liberalization.” mimeo. Institute of Developing Economies.

Bargawi, Omar [2005]. “Cambodia’s Garment Industry: Origins and Future Prospects.” ESAU Working Paper 13. London: Overseas Development Institute.

Basu, Kaushik [1997]. *Analytical Development Economics: The Less Developed Economy Revisited*. Cambridge, Massachusetts and London: MIT Press.

- Bazillier, Rémi [2008]. “Core Labor Standards and Development: Impact on Long-Term Income.” *World Development*. 36(1). pp. 17-38.
- Better Work [2010a]. “Better Work and Employers.” (<http://www.betterwork.org/EN/resources/Pages/brochures.aspx>, 2012年2月3日アクセス).
- [2010b]. “Better Work Country Programmes.” (<http://www.betterwork.org/EN/resources/Pages/brochures.aspx>, 2012年2月3日アクセス).
- [2010c]. “Better Work Impact Assessment.” (<http://www.betterwork.org/EN/resources/Pages/brochures.aspx>, 2012年2月3日アクセス).
- Bonnal, Michaël [2010]. “Economic Growth and Labor Standards: Evidence from a Dynamic Panel Data Model.” *Review of Development Economics*. 14(1). pp. 20-33.
- Braun, Sebastian [2006]. “Core Labour Standards and FDI: Friends or Foes? The Case of Child Labour.” *Review of World Economics*. 142 (4). pp. 765-791.
- Brown, Drusilla [2000]. “International Trade and Core Labour Standards: A Survey of the Recent Literature.” OECD Labour Market and Social Policy Occasional Papers No.43. OECD Publishing.
- Brown, Drusilla, Rajeev Dehejia, and Raymond Robertson [2011]. “Working Conditions and Factory Survival: Evidence from Better Factories Cambodia.” Better Work Discussion Paper. No. 4.
- Burgess, Katrina [2010]. “Global Pressures, National Policies, and Labor Rights in Latin America.” *Studies in Comparative International Development*. 45 (2). pp. 198–224.
- Busse, Matthias [2002]. “Do Labor Standards Affect Comparative Advantage in Developing Countries?” *World Development*. 30 (11). pp. 1921-1932.
- Busse, Matthias, and Sebastian Braun [2003]. “Export Structure, FDI and Child Labour.” HWWA Discussion Paper, No. 216.
- Busse, Matthias, Peter Nunnenkamp, and Mariana Spatareanu [2011]. “Foreign Direct Investment and Labour Rights: A Panel Analysis of Bilateral FDI Flows.” *Applied Economics Letters*. 18 (2). pp. 149-152.
- Caraway, Teri L. [2010]. “Labor Standards and Labor Market Flexibility in East Asia.” *Studies in Comparative International Development*. 45(2). pp. 225-249.
- Chan, Vuthy, and Sok, Hach, [2007]. “Cambodia’s Garment Industry Post-ATC: Human Development Impact Assessment.” in *Export Diversification and Value Addition for Human Development: Addressing the Impact of the Agreement on Textile and Clothing Expiration on Cambodia*. Phnom Penh: Economic Institute of Cambodia. pp. 1-86.
- Deyo, Frederic C. [1989]. *Beneath the Miracle: Labor Subordination in the New Asian Industrialism*. Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press.



- Elliot, Kimberly Ann, and Richard B. Freeman [2003]. *Can Labor Standards Improve Under Globalization?* Washington D.C.: Institute for International Economics.
- FIAS (Foreign Investment Advisory Service) [2004]. *Cambodia: Corporate Social Responsibility & the Apparel Sector: Buyer Survey Results*.
- Fields, Gary S. [1984]. "Employment, Income Distribution and Economic Growth in Seven Small Open Economies," *Economic Journal*. 94 (373). pp. 74-83.
- [1985]. "Industrialisation and Employment in Hong Kong, Korea, Singapore, and Taiwan," in Walter Galenson ed. *Foreign Trade and Investment: Economic Growth in the Newly Industrialising Asian Countries*, Madison, Wisconsin: University of Wisconsin Press.
- [1994]. "Changing Labor Market Conditions and Economic Development in Hong Kong, the Republic of Korea, Singapore, and Taiwan, China." *World Bank Economic Review*, 8 (3). pp. 395-414.
- Flanagan, Robert J. [2003]. "Labor Standards and International Competitive Advantage." in Robert J. Flanagan, and William B. Gould IV eds. *International Labor Standards: Globalization, Trade, and Public Policy*. Stanford, California: Stanford University Press. pp.15-59.
- Freeman, Richard B. [1993]. "Does Suppression of Labor Contribute to Economic Success? Labor Relations and Markets in East Asia." Harvard University and London School of Economics.
- [2010]. "Labor Regulations, Unions, and Social Protection in Developing Countries: Market Distortions or Efficient Institutions?" in Dani Rodrick, and M.R. Rosenzweig eds. *Handbook of Development Economics*. Volume 5. North Holland: Elsevier, BV.
- Galli, Rossana, and David Kucera [2004]. "Labor Standards and Informal Employment in Latin America." *World Development*. 32 (5). pp. 809–828.
- Heston, Alan, Robert Summers, and Bettina Aten [2011]. *Penn World Table Version 7.0*. Center for International Comparisons of Production, Income and Prices at the University of Pennsylvania, May 2011.
- ILO-BFC (International Labour Organization, Better Factories Cambodia) [2005]. *Guide to the Cambodian Labour Law for the Garment Industry*. Phnom Penh: International Labour Office.
- Kang, Chandararot, and Liv Dannel [2009]. *Study on Minimum Wage for Cambodia's Garment Industry*. Cambodia Institute of Development Study and Community Legal Education Center.
- Kolben, Kevin [2004]. "Trade, Monitoring, and the ILO: Working to Improve Conditions in Cambodia's Garment Factories." *Yale Human Rights and Development Law Journal*. 7. pp. 79-107.
- Kucera, David [2002]. "Core Labour Standards and Foreign Direct Investment." *International Labour Review*. 141 (1-2). pp. 31-69.
- Kucera, David, and Ritash Sarna [2006]. "Trade Union Rights, Democracy, and Exports: A Gravity

- Model Approach.” *Review of International Economics*. 14(5). pp. 859-882.
- Kuruvilla, Sarosh [1996]. “Linkages between Industrialization Strategies and Industrial Relations / Human Resource Policies: Singapore, Malaysia, the Philippines, and India.” *Industrial and Labor Relations Review*. 49 (4). pp. 635-657.
- Lewis, Arthur W. [1954]. “Economic Development with Unlimited Supplies of Labour.” *Manchester School*. 22 (2). pp. 139-191.
- Mah, Jai S. [1997]. “Core Labour Standards and Export Performance in Developing Countries.” *World Economy*. 20 (6). pp. 773-785.
- Neak, Samsen, and Raymond Robertson [2009]. “Globalization and Working Conditions: Evidence from Cambodia.” in Raymond Robertson, Drusilla Brown, Gaëlle Pierre, and María Laura Sanchez-Puerta eds. *Globalization, Wages, and the Quality of Jobs: Five Country Studies*. Washington DC.: World Bank. pp. 97-129.
- Nuon, Veasna, and Melisa Serrano [2010]. *Building Unions in Cambodia: History, Challenges, Strategies*. Singapore: Friedrich-Ebert-Stiftung.
- OECD (Organisation for Economic Cooperation and Development) [2000]. *International Trade and Core Labour Standards*. Paris, France: OECD.
- Polaski, Sandra [2009]. *Harnessing Global Forces to Create Decent Work in Cambodia*. Geneva: International Labour Office.
- Robertson, Raymond [2011]. “Apparel Wages Before and After Better Factories Cambodia.” Better Work Discussion Paper. No.3.
- Robertson, Raymond, Rajeev Dehejia, Drusilla Brown, and Debra Ang [2011]. “Labour Law Compliance and Human Resource Management Innovation: Better Factories Cambodia.” Better Work Discussion Paper. No. 1.
- Rodrik, Dani [1996]. “Labor Standards in International Trade: Do They Matter and What Do We Do About Them?” in Robert Z. Lawrence, Dani Rodrik, and John Whalley. *Emerging Agenda for Global Trade: High Stakes for Developing Countries*. Washington, DC: Overseas Development Council. pp. 35-79.
- Savchenko, Yevgeniya [2011]. “The Rise of Small Asian Economies in the Apparel Industry.” in Gladys Lopez Acevedo, and Raymond Robertson eds., *Sewing Success? Employment and Wages Following the End of the Multi-fibre Arrangement, Main Volume: Wages and Employment after the end of the MFA*. Wahington, DC: World Bank. pp. 119-145.
- Stallings, Barbara [2010]. “Globalization and Labor in Four Developing Regions: An Institutional Approach.” *Studies in Comparative International Development*. 45 (2). pp. 127-150.
- USAID (U.S. Agency for International Development) [2005]. *Measuring Competitiveness and Labor Productivity in Cambodia’s Garment Industry*. Washington, DC: USAID.

- van Beers, Cees [1998]. "Labour Standards and Trade Flows of OECD Countries." *World Economy*. 21 (1). pp. 57-73.
- Verma, Anil, Thomas A. Kochan, and Russell D. Lansbury [1995]. "Lessons from the Asian Experience: A Summary." in Verma, Anil, Thomas A. Kochan, and Russell D. Lansbury eds. *Employment Relations in the Growing Asian Economies*. London and New York: Routledge. pp. 336-357.
- Weller, Christian E. [2011]. "Could International Labour Rights Play a Role in US Trade?" *Cambridge Journal of Economics*. 35 (1): 39-57.
- Wells, Don [2006]. "'Best Practice' in the Regulation of International Labor Standards: Lessons of the U.S.-Cambodia Textile Agreement." *Comparative Labor Law & Policy Journal*. 27 (3). pp. 357-376.
- World Bank [1993]. *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*. New York, N.Y.: Oxford University Press.
- [2011]. *World Development Indicators & Global Development Finance* (15 December, 2011).
- WTO (World Trade Organization) [2011]. *Trade Policy Review, Report by the Secretariat: Cambodia, Revision* (WT/TPR/S/253/Rev.1). WTO.
- Yamagata, Tatsufumi [2006]. "The Garment Industry in Cambodia: Its Role in Poverty Reduction through Export-Oriented Development." *Cambodian Economic Review*. 2. pp. 81-136.

付表1 工業化戦略と労働政策：Kuruvilla [1996]の4カ国ケーススタディ

シンガポール	<p><b>第1次 ISI (1955-65年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働組合登録プロセスを通じて共産主義労働組合をコントロール。最低賃金、労働条件、集団交渉、仲裁についての植民地時代の規定あり。</li> </ul> <p><b>第1次 EOI (1965-70年代：外資によるラジオ受信機やテレビ生産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海外投資家に安定的・安価・フレキシブルな労働力を提供することが重要。</li> <li>- National Wages Council, Economic Development Board, Housing Board, Employees Provident Fund Boardなどに政労使参画（三者構成構造）。</li> <li>- 労働組合のリーダー・メンバーの教育のため政府が資金提供。</li> <li>- 労使交渉項目に制限（昇進、異動、解雇などは交渉の範囲外）。</li> <li>- “essential industries”におけるストライキ禁止。その他産業のストライキ実施には面倒な手続き（14日前通告義務、無記名投票によるメンバーの2/3以上の賛成が必要。政治的ストライキ、国益に反するとみなされたストライキは禁止）。</li> <li>- 労使仲裁裁判所がすべての労働協約を承認し、国益に反する労働協約は拒否。</li> <li>- 労働協約は5年間に固定され、賃上げはNational Wage Councilのガイドラインによってコントロールされる。</li> </ul> <p><b>第2次 EOI (1978年-：コンピュータ組み立てや半導体生産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 1974-76年の労働者不足の結果、National Wages Councilが賃上げを勧告して、高付加価値EOIへの転換を図る。</li> <li>- 1981年の教育システム改革（中等教育重視、職業訓練機関とポリテク開校、Nanyang Technical University設立）。</li> <li>- 1981年に労働組合組織改革：企業別組合システムへ転換図る。</li> <li>- 1982年のSkill Development Fund (SDF)設立。従業員50人以上の企業は給料の2%をSDFに支払うが、訓練に投資すれば、拠出の80%を還付してもらえる。SDF自体は拠出しない小企業への補助金としても貢献。</li> <li>- 1981年の賃金改革：賃金の中央集権的決定から個々の産業のパフォーマンスに合わせた賃金へ転換図る。</li> <li>- 1986年の移民政策変革：“guest workers”の受け入れ開始。</li> </ul>
マレーシア	<p><b>第1次 ISI (1957-70年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- “controlled pluralism”の時代。</li> <li>- 政治的ストライキの禁止、労働組合の様々な機能の制限。職場レベルでは、シンガポールと同様の規制（労使交渉項目制限、労働組合のストライキ能力への制限）</li> </ul> <p><b>第1次 EOI (1975-86年：エレクトロニクス生産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外資はいくつかの労働保護規制から免除。</li> <li>- 賃金コスト削減のため、残業代の計算手法を変更、残業時の賃金率引き下げ、輸出産業については最低賃金法の導入拒否。</li> <li>- 輸出指向エレクトロニクス・セクターでは労働組合を禁止。</li> <li>- 労働大臣が“essential industry”を決定できる、国益に反する労働組合を</li> </ul>

	<p>活動停止にできる、労働組合の登録拒否や紛争処理への介入。</p> <p><b>第2次 EOI (1986年-)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者不足による賃金上昇および1985年の世界的な不況が背景。</li> <li>- Skill Development Fund や Skill Development Center 設立。</li> <li>- 産業別賃金決定から企業レベルでの賃金決定へ移行を図る。</li> </ul>
フィリピン	<p><b>第1次 ISI (1945-59年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 米国の労使関係制度を受け継いだ多元的なシステム。</li> </ul> <p><b>第1次 EOI (1960年-)</b></p> <p><b>マルコス政権 (1965-86年, 1972年に戒厳令布告)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ストライキの禁止 (後に、輸出向け製造・加工業を含む “vital” industries のみが対象)。また、後に国益に反するストライキの禁止、および法執行機関によるストライキのコントロールの許可。</li> <li>- 強制的仲裁制度の導入。</li> <li>- 全ての労働組合のストライキ用基金の教育・研究目的へのシフト。</li> <li>- 海外からの労働組合への寄付禁止。</li> <li>- 雇用者側の不公正な労働慣行に対する刑罰の軽減。</li> <li>- ストライキに参加した労働者の恒久的代替。</li> <li>- 政府がコントロールする労働組合傘下への加盟を要求。</li> <li>- 生活コストの上昇を下回る最低賃金の改定。</li> <li>- 労働条件 (労働時間, 残業, 衛生・安全) の切り下げ。</li> <li>- 労働者の解雇手続きの簡素化。</li> </ul> <p><b>アキノ政権 (1986-92年), ラモス政権 (1992-96年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民主化によりマルコス政権下の抑圧的労働政策の削減。労働組合の形成を容易にしたが、労働運動の分裂・断片化を招く。賃金も上昇せず、雇用の不安定化が進展。</li> </ul>
インド	<p><b>第1次 ISI (1947-80年)</b></p> <p><b>第2次 ISI (1980-91年)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働法制は極端に労働者保護的 (例えば, 1948年 Factories Act, 1947年 Industrial Disputes Act)。</li> <li>- 労働組合の組織化は容易 (7人で結成可能)。</li> <li>- 労働組合は政党と結びつき, 外部からのリーダー登用が可能。</li> <li>- 仲介者が政治的任命のため, 紛争解決システムは無効。</li> </ul> <p><b>第2次 EOI (1991年-)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働法制には変化がないが, IR/HR 慣行は変化しつつある (希望退職制度の活用など), また従来の政労連携から政使連携へシフト。</li> </ul>

(出所) Kuruvilla [1996]より筆者作成。

(注) ISI は輸入代替工業化, EOI は輸出代替工業化を表す。

付表2 労働基準と経済パフォーマンスの関係についての実証分析結果

論文	サンプルの対象年・国，データの性質	被説明変数	説明変数：労働基準	説明変数：その他コントロール変数	高い労働基準が被説明変数に与える影響	備考 (内生性への配慮等)
Rodrik [1996]	1985-88年 約35カ国 クロスセクション	労働コスト (製造業の一人当たり労働コスト)	1) ILO 条約の批准数 2) ILO 中核的労働基準条約批准数 3) 民主主義指数(FHの市民的自由指数と政治的指数を結合) 4) 児童労働指数	一人当たり所得(労働生産性の代替指標)	全て正	
Flanagan [2003]	1980-84年・84カ国および 1995-99年・51カ国 クロスセクション パネル	労働コスト (製造業の一人当たり労働コスト)	1) ILO 中核的労働基準条約批准数 2) ILO 非中核的労働基準条約批准数 3) 各ILO 中核的労働基準条約批准ダミー 4) 各ILO 中核的労働基準条約につき批准から経過した年数	製造業の労働生産性，消費価格水準	ほとんど非有意。特に国固定効果使用では非有意。	2SLSの妥当性をテスト，国固定効果使用
Galli and Kucera [2004]	1990-1997年 ラテンアメリカ14カ国 パネル	雇用 (非農業雇用に占めるフォーマル雇用(2種類)，インフォーマル雇用(3種類)のシェア)	FH 市民的自由指数	一人当たりGDP	フォーマル雇用に正，インフォーマル雇用に負	操作変数(IV)使用
Mah [1997]	1993年 途上国45カ国および低所得途上国29カ国 クロスセクション	輸出 (輸出GDP比率)	1) 各ILO 中核的労働基準条約の批准ダミー 2) ILO 中核的労働基準条約の批准数	実質金利	1) 結社の自由・団体交渉権は負(途上国サンプルでは一部非有意)，強制労働は非有意，差別の排除は負 2) 負(途上国サンプルでは一部非有意)	

Flanagan [2003]	1980-84 年 87 カ国  クロスセクション	輸出 (輸出 GDP 比率)	1) ILO 中核的労働基準条約批准数 2) ILO 非中核的労働基準条約批准数 3) ILO 中核的労働基準条約批准数の予測値 4) ILO 非中核的労働基準条約批准数の予測値 5) 児童労働(10-14 歳児の労働参加率) 6) FH の市民的自由指数 7) 労働者の健康(出生時平均余命) 8) 製造業労働コスト(実際の賃金コストと労働生産性と消費価格水準から予測される賃金コストとの差)	交易条件(輸出と輸入の価格変化率の差), 人口密度, 25 歳以上平均教育年数, 二国間距離, 島国ダミー, 内陸国ダミー, 貿易自由化ダミー	1)-7)全て非有意 8) 労働コスト高いほど 輸出増	
Weller [2011]	2000-07 年 米国の輸入対象国パネル	輸出 (米国の各国からの輸入)	FH の市民的自由指数	輸入ラグ, 米国の GDP, 同ラグ, 米国の輸入・国内価格差, 同ラグ, 産油国ダミー	非有意	国固定効果使用
van Beers [1998]	1992 年 OECD 加盟 18 カ国  クロスセクション	輸出, 比較優位 (m 国の輸入からみた, x 国から m 国への輸出: a) 総輸出, b) 労働集約的製品, c) 資本集約的製品, d) 低スキル労働集約的製品, e) 高スキル労働集約的製品, f) 低スキル資本集約的製品, g) 高スキル資本集約的製品)	労働基準水準指数(労働時間, 有期労働契約, 雇用保護, 最低賃金, 従業員 の代表権に関する OECD の労働規制 指標より作成)	二国の GDP, 人口, 距離, 隣接有無, EC 加盟ダミー, EFTA 加盟ダミー, 面積	被説明変数が e(負), f(正), g(負)以外は非有意	分析の対象は先進国のみ

Kucera and Sarna [2006]	1993-99 年 162 カ国  クロスセクション	輸出, 比較優位 (x 国から m 国への輸出: a) 総輸出, b) 製造業製品, c) 労働集約的製造業製品, d) c と e の中間的製造業製品, e) 資本集約的製造業製品)	1) FACB (i) 労働組合組織率, ii) FACB 指数(単純平均, 加重平均), iii) OECD の FACB 指数(1996 年, 2000 年), iv) EPZ における FACB 権利侵害ダミー) 2) 民主主義 (i) FH の市民的自由指数, ii) FH の政治的権利指数)	二国間の距離, 一人当たり GDP, 人口, 面積, 隣接有無, 内陸国ダミー, 島国ダミー, 地域貿易協定加盟ダミー, 為替レート	1) 被説明変数 b には正 2) 被説明変数 a, b, c には正
Rodrik [1996]	1985 年 84 カ国および高所得国除く 56 カ国  クロスセクション	比較優位 (繊維・衣類輸出がその他非燃料輸出に占める割合)	1) ILO 条約批准数 2) ILO 中核的労働基準条約批准数 3) 民主主義指数 (FH の市民的自由指数と政治的指数を結合) 4) 児童労働指数 5) 製造業法定労働時間 6) 製造業法定休暇日数 7) 労働組合組織率	人口密度, 25 歳以上人口平均教育年数	1, 2, 3, 6, 7 は非有意 4) 負 (高所得国除いたサンプルのみ有意) 5) 負
Busse [2002]	1998 年 83 カ国および途上国 55 カ国  クロスセクション	比較優位 (未熟練労働集約的製造業製品輸出が総輸出に占める割合)	1) 強制労働指数 2) 児童労働 (10-14 歳児の非労働参加率) 3) 女性差別 (女性の労働参加率) 4) 労働組合の FACB 指数 5) ILO 中核的労働基準条約批准数	土地当たり労働人口, 教育水準指数	1) 負 2) 負 3) 正 4) 負 5) 非有意
Busse and Braun [2003]	2000 年 89 カ国クロスセクション	比較優位 (未熟練労働集約的製造業製品輸出が総輸出に占める割合)	児童労働指標 (i) 10-14 歳児の非労働参加率, ii) 児童労働指数, iii) 中等教育就学率, iv) 児童労働に関する ILO 中核的労働基準条約批准数)	土地当たり労働人口, 教育水準指数	i), ii), iii) が負 (半分以上有意)



Rodrik [1996]	1980年代 40カ国  クロスセクション	FDI (米国製造業による FDI平均流入額が FDI残高に占める割合)	1) ILO条約の批准数 2) ILO中核的労働基準条約批准数 3) 民主主義指数(FHの市民的自由指数と政治的指数を結合) 4) 児童労働指数	外貨に対する闇市場プレミアム, 人口, 所得成長	1, 2は非有意。 3) 正 4) 正
Kucera [2002]	1990年代半ば 127カ国および 途上国100カ国  クロスセクション	FDI (世界のFDI流入額 にしめる当該国の シェア)	1) FACB指標(労働組合組織率, FACB指数(単純平均, 加重平均), EPZにおけるFACB権利侵害ダミー, FHの市民的自由, 政治的権利, 民主 主義指数) 2) 児童労働指標(10-14歳児の労働 参加率, 中等教育非就学率, 貿易セ クターの児童労働指数, 貿易セク ターの最悪の形態の児童労働指数, 全 セクターの児童労働指数) 3) 男女不平等指標(工業の女性労働 者比率, 女性管理職比率, 女性専門 家・技術者比率, 平均教育年数の男 女格差, 識字率の男女格差)	製造業賃金の付加価値シ ェア, 人口, 一人当たり GDP, 貿易GDP比率, 為 替レート, 都市化率, 識 字率	1) 正(ただし非有意 多い, 途上国サンプル における労働組合組 織率は有意) 2) 非有意多いが正で 有意な結果もあり。 3) 正(ただし地域ダ ミーを入れると非有 意)
Busse and Braun [2003]	1990年代後半 132カ国および 途上国85カ国  クロスセクション	FDI (一人当たり平均 FDI流入額)	1) 児童労働指標(i) 10-14歳児の非労 働参加率, ii) 児童労働指数, iii) 中 等教育就学率, iv) 児童労働に関する ILO中核的労働基準条約批准数) 2) 民主主義指数(FHの市民的自由指 数と政治的指数を結合)	一人当たりGDP, 同平均 成長率, 輸出入GDP比率	1) i), iii), v) が正 2) 正

Flanagan [2003]	1980-85年・74カ国および 1986-91年・73カ国  クロスセクション	FDI (世界の FDI 流入額にしめる当該国のシェア)	1) ILO 中核的労働基準条約批准数 2) ILO 非中核的労働基準条約批准数 3) ILO 中核的労働基準条約批准数の予測値 4) ILO 非中核的労働基準条約批准数の予測値 5) 児童労働 (10-14 歳児の労働参加率) 6) FH の市民的自由指数 7) 労働者の健康 (出生時平均余命) 8) 製造業労働コスト (実際の賃金コストと労働生産性と消費価格水準から予測される賃金コストとの差)	投資取用リスク, 政府消費支出の GDP 比率, 人口, 一人当たり GDP, 面積, 25 歳以上人口の平均教育年数, 二国間距離, 島国ダミー, 内陸国ダミー, 貿易自由化ダミー	ほとんど非有意	
Braun [2006]	1970-99 年 低・中所得 56 カ国  パネル	FDI (一人当たり FDI 流入額)	児童労働指標 (i) 10-14 歳児の労働参加率, ii) 中等教育非就学率)  (ただし, この指標は, 直接 FDI の回帰式には使われず, 人的資本および労働コスト (製造業の付加価値に占める賃金) の回帰式に使用される。)	FDI 回帰式で使用される変数は, 一人当たり GDP, 同成長率, 15 歳以上人口の平均教育年数, 内陸国ダミー, 輸出入 GDP 比率, 政治的権利・市民的自由指標, 物価上昇率, 製造業付加価値に占める賃金	児童労働の減少は人的資本上昇に結びつき (有意), 人的資本上昇は GDP 上昇 (有意) を通じて FDI を上昇させる (有意) ため, 児童労働の減少は FDI に正の効果	3SLS, 地域固定効果使用
Busse et al. [2011]	1984-2000 年 28 カ国による 82 カ国への二国間 FDI  パネル	FDI (i 国から j 国への FDI/i 国の総対外 FDI (3 年平均))	Kucera [2002] の FACB 指数 (加重平均)	FDI ラグ, j 国の GDP, 二国間の一人当たり GDP の差, j 国の GDP 成長率, j 国の物価上昇率, j 国の貿易自由度, j 国のカントリー・リスク, 二国の地域貿易協定ダミー, 二国の投資協定ダミー, 資本勘定自由化度, 賃金交渉の中央集権度	正	システム GMM 使用

Bazillier [2008]	1996年 104カ国および 途上国 80カ国  クロスセクション	経済成長 (一人当たりGDPで 測った長期定常状 態所得水準)	中核的労働基準指標 (ILO 労働基準 批准数, 児童労働, FACB, 雇用にお ける性差別, 強制労働に関する様々な 指標から合成)	人口成長率, 投資率, 中 等教育水準以上の25歳以 上人口比率	正	
Bonnal [2010]	1974-2004年 121カ国  パネル	経済成長 (一人当たり実質 GDP成長率)	1) 労働災害率 2) ストライキ・ロックアウト率 (スト等が 多いほど権利保護大と考える)	一人当たりGDP成長率(ラ グ), 初等教育就学率, 総 資本形成GDP比率, 人口 増加率, 貿易GDP比率, 政府最終消費支出GDP比 率, 年固定効果	1), 2) とも正	GMM 使用

(出所) 各文献をもとに筆者作成。

(注) FHはFreedom Houseの略, FACBはFreedom of Association and Collective Bargaining (結社の自由および団体交渉権)の略。Freedom Houseの市民的自由指数には, FACBの水準についての評価が含まれている。